



岡本特許 ニュース

岡本特許事務所

〒541-0041 大阪市中央区北浜 3-2-1
TEL06-6202-5858 FAX06-6229-1068

2014 DECEMBER / 104号

★ 改正中国商標法の実態 ★

改正中国商標法が2014年5月1日以降施行されています。改正内容の概要は岡本特許ニュース第150号でお知らせしました。施行後の様子がだいぶ分かってきましたので実態をお知らせしたいと思います。

1. 審査は出願日から9か月以内(28条)、再審査は受領日から9か月+延長3か月以内(34条)に終わることになりました。

しかし、中国の商標出願件数は近年右表のように文字通りうなぎ上りに上昇しています。2013年度の商標出願件数は188.15万件でした(日本では11.77万件)。本当に審査時間制限してやれるのかという心配は当初からありました。通達センターに書類受理、データ入力、登録証発行送付を外注したり、契約審査官を増員したりして対処していますが、審査の質が落ちているのではないかとされており、かなり無理をしているようです。

近年来国家工商总局商标局受理商标注册申请情况
(単位: 件)



2. 一出願で複数類の指定が可能となりました(22条)。

しかし、費用はあまり安くはならないようです。2区分目以降の庁費用は1区分目と同じで、しかも各種手続(名義変更、登録申請、登録証再発行、等)は、1登録ごとではなく、1区分ごとに庁費用が発生します。現地代理人費用は、2区分目以降は1~2割程度安くしている事務所が多いようです。

もっと都合の悪いのは、出願分割の規定が不十分であることです。分割は出願中および登録後は一切できません。分割できるのは部分拒絶査定を受けた場合(下記4(1)参照)のみ、不服申し立てをすると共に、登録を認められた部分だけでも先に登録するときだけです。一部商品に対して異議申立てが出されたときにも分割できません。

3. 審査意見書制度(29条)が導入されました。

審査意見書制度は日本の拒絶理由通知に相当するものと私は考えておりましたが、全く異質のものであることが分かりました。これは出願人に意見陳述の機会を与えるものではありません。たんに出願人に商標願書を修正する機会を与えるためのものです。応答しなくても出願自体は無効とはなりません。典型的な意見書の内容は、商標中の®やTMを削除するようなことであるといわれています。

4. その他(日本の商標制度との相違点)

- (1) 部分拒絶査定制度: 一部指定商品について拒絶理由があるとき、審査官の判断に承服する場合には、商品減縮補正の必要がなく、応答期限が過ぎたあと、拒絶を受けなかった指定商品についてのみ公告/登録されます。
- (2) 商標強制登録制度(6条): たばこや人体用薬品に適用されます。
- (3) 追加料金: 一区分の指定商品の数が10個を超えると、追加料金が発生します。
- (4) 商標権付与前異議申立制度: 公告日から3月以内に異議申立が可能です。
- (5) 包袋閲覧制度なし: 第三者商標の拒絶/無効理由は調査が不可能です。
- (6) 早期審査制度なし
- (7) 情報提供制度なし